

○胆振西部衛生組合規約

昭和 62 年 4 月 1 日  
胆振興第 5001 号

胆振西部衛生組合規約(昭和 38 年 11 月 29 日許可)の全部を改正する。

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、胆振西部衛生組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、伊達市、洞爺湖町、豊浦町及び壮瞥町(以下「関係市町」という。)で組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

(1) し尿(浄化槽汚泥を含む。)の処理に関する事務

(2) 浄化槽の清掃の許可に関する事務

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、伊達市若生町 5 番地の 5 に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)の定数は、8 人とする。

2 組合の議員は、関係市町の長(関係市町の長が、第 6 条第 1 項の規定により組合長に選任された場合は、当該市町の長が指名する職員をもって組合の議員とし、その任期は、当該市町の長の任期とする。)及び関係市町の議会の議員の中から当該市町の議会において選挙した者各 1 人とする。

3 前項の選挙された組合の議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた関係市町は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

4 前 2 項の選挙を終ったときは、関係市町の長は、直ちにその結果を組合長に通知しなければならない。

(執行機関の組織)

第 6 条 組合に組合長を置き、組合の議会において関係市町の長の中から選挙する。

2 組合に副組合長を置き、その定数は、条例で定める。

3 副組合長は、組合長が組合の議会の同意を得て関係市町の副市長又は副町長の中から選任する。

4 組合に会計管理者 1 人を置く。

5 会計管理者は、関係市町の会計管理者の中から組合長が命ずる。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

7 前項の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第 7 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び知識経験を有する者のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選出される者にあつては第 5 条第 2 項に規定する組合の議員の任期とし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とする。ただし、後任者が決定するまでは、その職務を行うことを妨げない。

(経費の支弁の方法)

第 8 条 組合の経費は、手数料、補助金、地方債、その他の収入をもって支弁し、なお不足あるときは、関係市町が負担する。

2 前項の負担の割合は、次のとおりとする。

(1) 議会費は、均等割とする。

(2) 建設関係費(公債費を含む。)及び一般管理費は、関係市町の処理容量に応じ算出した率による。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 3 条の規定の施行前に共同処理する事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 18 年 3 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成 18 年 3 月 26 日までの間におけるこの規約による変更後の胆振西部衛生組合規約(以下「変更後の規約」という。)第 5 条第 1 項の規定の適用にあつては、同項中「10 人」とあるのは「11 人」とする。

3 施行日から平成 18 年 3 月 26 日までの間においては、この規約による変更前の胆振西部衛生組合規約(以下「変更前の規約」という。)第 2 条に規定する大滝村(以下「旧大滝村」という。)の議会において選挙した者(以下「旧大滝村選出議員」という。)は伊達市の議会において選挙した者とみなし、伊達市における組合の議会の議員の数は、変更後の規約第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、市長及び伊達市の議会で選挙した者に旧大滝村選出議員を加え、3 人とする。

4 平成 17 年度における負担金については、変更後の規約の規定にかかわらず、伊達市と旧大滝村の合併が平成 17 年度末日までに行われなかったものとみなした場合における変更前の規約の規定によるものとする。この場合において、旧大滝村に係る負担金(施行日前までに旧大滝村が納入した負担金を除く。)は、伊達市が負担するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 18 年 3 月 27 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 次項及び第 4 項の規定により、この規約による変更後の胆振西部衛生組合規約(以下「変更後の規約」という。)第 5 条第 2 項が読み替えて適用される場合にあつては、変更後の規約第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、胆振西部衛生組合の議会の議員の定数は、変更後の規約第 5 条第 2 項に規定する人数(次項及び第 4 項の規定により読み替えて適用される場合には当該読み替えられた人数)の合計とする。

3 施行日後最初に行われる伊達市の議会の議員の一般選挙までの間においては、旧大滝村(平成 17 年 3 月 1 日に伊達市と合併した旧大滝村をいう。以下同じ。)の議会において選挙した者(以下「旧大滝村選出議員」という。)は伊達市の議会において選挙した者とみなし、伊達市における組合の議会の議員の数は、変更後の規約第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、市長及び伊達市の議会で選挙した者に旧大滝村選出議員を加え、3 人とする。

4 施行日後最初に行われる洞爺湖町の議会の議員の一般選挙までの間においては、変更前の規約第 2 条に規定する虻田町(以下「旧虻田町」という。)及び洞爺村(以下「旧洞爺村」という。)のそれぞれの議会において選挙した者(以下それぞれ「旧虻田町選出議員」、「旧洞爺村選出議員」という。)は洞爺湖町の議会において選挙した者とみなし、洞爺湖町における組合の議会の議員の数は、変更後の規約第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、町長に旧虻田町選出議員及び旧洞爺村選出議員を加え、3 人とする。

5 平成 17 年度における負担金については、変更後の規約の規定にかかわらず、旧虻田町と旧洞爺村の合併が平成 17 年度末日までに行われなかったものとみなした場合における変更前の規約の規定によるものとする。この場合において、旧虻田町及び旧洞爺村に係る負担金(施行日前までに旧虻田町及び旧洞爺村が納入した負担金を除く。)は、洞爺湖町が負担するものとする。

6 平成 18 年度における負担金については、変更後の規約の規定にかかわらず、旧大滝村、旧虻田町及び旧洞爺村に係る合併が行われなかったものとみなした場合における地方公共団体を基礎として算出する。この場合において、旧大滝村に係る負担金は伊達市が負担し、旧虻田町及び旧洞爺村に係る負担金は洞爺湖町が負担するものとする。

附 則(平成 19 年 3 月 7 日)

(施行期日)

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に助役である者は、この規約による変更後の胆振西部衛生組合規約第 6 条第 3 項の規定により副組合長として選任されたものとみなす。

[次の規約は、未施行]

○胆振西部衛生組合規約の一部を変更する規約

平成 20 年 9 月 17 日

胆振西部衛生組合規約(昭和 62 年胆振興第 5001 号許可)の一部を次のように変更する。

第 3 条中「次に掲げる」を「浄化槽の清掃に係る許可」に改め、第 1 号及び第 2 号を削る。

第4条中「伊達市若生町5番地の5」を「伊達市鹿島町20番地1伊達市役所内」に改める。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条の変更規定は、同年6月1日から施行する。